

事務手続一覽

| 種別 | 区分 | 提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ) | | 組合員異動報告書 〔整理番号3〕 | 組合員転出届書 〔整理番号5〕 | 短期組合員退職届書 〔整理番号3・4〕 | 組合員証等 | 退職届書または老齢 厚生年金改定請求書 | 資格喪失証明書 交付申出書〔別添〕 |
|--|--|---------------------------|-------|---------------------|--------------------|------------------------|-------|------------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | |
| 一般 | 退職者(注1) (再任用制度によるフルタイム勤務職員の退職を含む。) | 旧所属所から提出 | ○(注2) | — | — | ○(注3) | ○(注4) | △(注2) | |
| | 他の公務員共済組合への転出者 (例)市立〇〇小学校→〇〇大学教育学部附属小学校(国共済) 市立〇〇中学校→△△町教委学校教育課(市町村共済) 県立〇〇高等学校→〇〇県知事部局〇〇課(地共済) | | ○(注2) | ○ | — | ○(注3) | — | △(注2) | |
| | 公立学校共済組合の他支部への転出者 (県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用された者) | | ○ | ○ | — | ○(注5) | — | △(注2) | |
| 短期 退職者 (他の公務員共済組合への転出者及び他支部への転出者含む。) | — | | — | ○(注2) | ○(注3) | — | △(注2) | | |

※ 一般組合員で鹿児島市, 指宿市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市の各教育委員会への派遣者の異動については, 各市立高等学校籍の公立学校共済組合員(市費支弁組合員)として, また, 阿久根市教育委員会への派遣者の異動については北薩教育事務所籍の公立学校共済組合員(県費支弁組合員)として取り扱いますので, 旧所属所での手続は不要です。

- (注1) 退職後, 再任用制度によるフルタイム勤務職員となり, 一般組合員資格が継続する者は除く。
- (注2) 一般組合員は資格を喪失後, 他の公的医療保険制度に加入する際に資格喪失証明書が必要となる場合は, 組合員証等を返納の上, 別添「資格喪失証明書交付申出書」により当共済組合へ申し出ること。
短期組合員は, 適用事業所へ「健康保険・厚生年金保険の資格等喪失連絡票」等の作成を依頼するか, 一般組合員と同様, 別添「資格喪失証明書交付申出書」により当共済組合へ申し出ること。
- (注3) 組合員証等とは組合員証, 組合員被扶養者証, 限度額適用認定証, 高齢受給者証, 特定疾病療養受療証をいいます。
退職後, **当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者は, 新たに任意継続組合員証が交付されるため, 必ず退職時の所属所へ退職前に使用していた組合員証等を返納すること。**他の公務員共済組合へ転出する者の場合は, 次の資格取得手続に備えてコピーを取った上で返納すること。
- (注4) 年度末定年退職者(60歳・63歳)に係る退職届書, 年度末定年退職者(65歳)及び老齢厚生年金受給権を有する再任用フルタイム終了者に係る老齢厚生年金改定請求書については, 2月以降, 年金担当者から対象者へ個別に手続書類を送付の上, 事前提出を求めるので添付の必要はない。(詳細については, 令和5年1月31日付け 公共鹿第1092号「令和4年度末の一般組合員資格喪失に係る長期給付(年金)関係の手続等について(通知)」を参照)
- (注5) 当支部で使用していた組合員証等は転出先の支部へ提出すること。

退職後の国民年金への加入手続

次の方は退職後に国民年金への手続が必要になります。以下を参考に手続を行ってください。

- ・60歳未満で退職する組合員の方
- ・組合員が退職したときに国民年金第3号被保険者となっている配偶者
- ・組合員が65歳になったときに国民年金第3号被保険者となっている配偶者

| 組合員の動向 | 対象者・変更内容 | 手続先 |
|--------|--|--------------------------------|
| 再就職しない | 60歳未満の組合員: 第2号→第1号 60歳未満の被扶養配偶者: 第3号→第1号 ☆60歳以降に退職する組合員は手続不要 | お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。 |
| 再就職する | 組合員: 第2号→第2号 60歳未満の被扶養配偶者: 第3号→第3号 | 再就職先の事業所で手続きをしてください。 |

- ※ 事前にお住まいの市区町村に必要な書類等を確認した上で, 手続を行うとスムーズです。
- ※ 上記の再就職とは, 1日も空けずに厚生年金へ加入して働くことをいいます。
- ※ 60歳未満の組合員が退職後, 配偶者の被扶養者となる場合は配偶者の勤務先で第3号の加入手続となります。